

(別紙2)

## 神奈川県意欲と能力のある林業経営者の適合基準

### 森林経営管理法 第36条第2項第1号 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

基準番号	取組項目	取組状況	取組項目の詳細
1	素材生産量の増加又は維持	該当すること	直近3か年の平均値で主伐もしくは間伐による生産量が600m <sup>3</sup> /年に達しており、かつ今後も増産もしくは、同様の生産量を安定的に継続していく目標があること。 なお、素材生産量は、県内での生産量とし、自社で搬出した量、自社が下請けとして搬出した量、及び下請けに出して他社が搬出した量の合計量とする。
2	生産管理又は流通の合理化等	(1)か(2)のいずれかに 該当すること	(1)生産性の向上に向けた適切な生産管理 作業日報の作成・分析による進捗管理・生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理を行っていること。もしくは、その意向があること。 (2)原木の安定供給・流通の合理化等 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等のとりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携した原木の安定供給や流通合理化を行っていること。 もしくは、その意向があること。
3	施業の集約化及び造林・保育の省力化・低コスト化	(1)と(2)の双方に 該当すること	(1)施業の集約化 森林法に基づき森林経営計画の認定を受けた実績があること。 ただし、応募申請時に実績がない場合は、施業集約化に対する意欲があり、意欲と能力のある林業経営者に登録された日から5年以内に、森林経営計画を樹立すること。 (2)造林・保育の省力化・低コスト化 伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽などに代表される、森林整備の省力化・低コスト化に取り組んでいること、もしくは、その意向があること。
4	主伐後の再造林の確保	(1)と(2)の双方に 該当すること	(1)主伐と再造林の両方を実行できる体制があること。 ただし、主伐と再造林のどちらかのみ実施可能な場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があること。 (2)主伐を実施した場合は、適切な更新(適切な更新とは、市町村森林整備計画に則したものをいう。)を行うこと。もしくは、その意向があること。
5	素材生産及び造林・保育の実施体制の確保	該当すること	素材生産及び造林・保育に関して意欲と能力のある林業経営者に応募申請した年度から遡って10年の間に、各3年以上の事業実績を有すること。 なお、3年以上の事業実績は、連続してなくてよく、県内での実績とする。また、自社の実績、自社が下請けとして実施した実績、及び下請けに出して他社が実施した実績を含めてよい。
6	伐採・造林に関する行動規範の策定等	(1)か(2)のいずれかに 該当すること	(1)伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範を既に策定し、遵守していること。 (2)(1)に該当しない場合、所属する業界団体や県、市町村等が策定した行動規範を遵守すること。
7	雇用管理の改善及び労働安全対策	全てに該当すること	林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく県の基本計画に定められた労働環境の改善その他雇用管理の改善を促進するための措置に係る(1)から(3)の取組を行っていること。もしくは、これに準ずる取組を行っていること。 なお、(1)から(3)の「現場作業職員等」には、事業主自身を含むものとし、必要な特別教育等を修了し、又は、これらと同等の技能を有していると認められる者が1名以上在籍していること(※)。  (1)雇用管理の改善 現場作業員の常用化、週休二日制の導入、月給制の導入、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、高齢労働者による技術の伝承等の取り組み等を行っていること。もしくは、その意向があること。 (2)労働安全対策 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育や、防護具着用の徹底、作業現場の安全巡回、リスクアセスメント、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等を行っていること。 もしくは、その意向があること。 (3)福利厚生の充実 一人親方等の特別加入を含み、労働者災害補償保険に加入していること。また、退職金制度への加入を行っていること。 かつ、届出の義務がない場合を除き、健康保険法第48条の規定による届出、厚生年金保険法第27条の規定による届出及び雇用保険法第7条の規定による届出を行っていること。もしくは、その意向があること。
8	コンプライアンスの確保	全てに該当しないこと	(1)業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕されていること又は逮捕を経ないで公訴を提起された時から1年間を経過していないこと。 (2)業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者。 (3)国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者。 (4)適合基準6の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者。 (5)個人の場合は、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められる者。 (6)その他、森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正もしくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者。 (7)応募申請書類及び変更の届出の内容に虚偽の記載があること。 なお、代表役員等とは法人の代表権を有する役員又は個人事業主とする。一般役員等とは法人の役員、支配人、又はその支店もしくは営業所を代表するものとする。
9	常勤役員の設置	(1)か(2)のいずれかに 該当すること	(1)法人においては、常勤の役員を設置していること。 (2)(1)に該当しない場合、意欲と能力のある林業経営者に登録された日から3年を経過した日以降、最初の総会等の時まで設置すること。

**森林経営管理法 第36条第2項第2号 経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること**

基準番号	取組項目	取組状況	取組項目の詳細
10	直近の事業年度における経理状況が良好であること	(1)から(3)のいずれかに該当すること	(1)法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が債務超過でないこと。かつ、経常利益金額もしくは、損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額のどちらかが、直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと(直近3年間において、1年でもプラスの状態があればよい。) (2)個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況が全てゼロとなっていないこと(直近3年間において、1年でもプラスの状態があればよい。) (3)上記(1)、(2)を満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書により、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが確認できること。
11	会計上、経理区分の分離が可能なこと	該当すること	経営管理実施権の設定を受けて行う事業の経理を他の事業の経理と分離できること。

・基準番号7関係

※特別教育等の範囲(神奈川県流域森林管理士の取得範囲に相当)

- 1 救急法(普通救命講習)
- 2 車両系建設機械運転技能講習
- 3 玉掛作業技能講習
- 4 小型移動式クレーン運転技能講習
- 5 不整地運搬車運転技能講習
- 6 機械集材装置運転特別教育第36条第7号(ワイヤロープの知識・法令関係、ワイヤロープ実習、運転実習)
- 7 車両系木材伐出機械特別教育(伐木・走行・簡易架線共通学科)(36-6-2、36-6-3、36-7-2)
- 8 伐木等機械の運転特別教育第36条第6号の2(実習)
- 9 走行集材機械の運転特別教育第36条第6号の3(実習)
- 10 簡易架線集材装置等の運転特別教育第36条第7号の2(操作実習)
- 11 はい作業安全衛生教育
- 12 林業架線作業主任者免許